

# 第2回こども誰でも通園制度の本格実施 に向けた検討会における主なご意見

## 【実施状況】

- 市町村向けには細かいチェック表やフローチャートが示されているが、施設向けにも同様の資料を作成し、準備の進め方が分かるようにすべき。施設ではこうやって準備していこうとか、これならできると思えるようなものを作ってほしい。
- 自治体のスケジュールは理解したが、法人や施設において定款や寄附行為の変更が必要か否かが不明である。これらを含めたスケジュールを明示してほしい。
- 昨年策定した第3期高槻市の市町村事業計画では、高槻市全域を一区域とし、主に中心部で展開する形で量の見込みと確保策を示した。この計画で問題ないのか、より細分化が必要となるのかというのをお答えしていただきたい。
- 事務連絡で示されたスケジュールでは、運営基準の条例制定が12月議会で必須とされているが、実施施設が少ない市町村では2月議会での制定でも対応可能な場合がある。条例制定時期について柔軟な対応を認めるとともに、内閣府令案や通知などの情報提供は余裕のあるスケジュールでお示しいただけるようお願いしたい。
- 都道府県の役割についてチェックリスト等丁寧な作業をいただいているというところに私も非常に共感し、敬服しているところ、全国の自治体のチェックを国が一括で行う認識であるが、作業量が膨大であるため、都道府県主体で説明会を実施している現状を踏まえ、準備事務フローに都道府県の役割を追加し、チェックリスト確認等を担う仕組みをいれることができないかなと思っている。
- 本事業を通じて支援を必要とする家庭の把握状況に関する調査や、そうした家庭に対して各保育施設が行政の母子保健や児童福祉の担当部署と共有する事例の収集とか、その周知ということを実施してはいかがか。既に手引や、昨年度の事業によって実施された事例集によってある程度のことは示されているが、より具体的な内容や、その中でそうした支援を必要とする家庭にどの程度職員の業務量が発生するのかといったことを検討して、そうした機能がより円滑に、そして、現場に無理のない形で多く実施されるということは非常に重要だと考える。
- 市町村は制度を円滑に導入できるよう、様々な工夫を凝らして準備を行っているため、早期の情報提供、また、情報提供可能時期の情報提供と御配慮いただきたい。
- 制度推進に当たっては国・都道府県・市町村が役割分担し、国からの情報提供は一方通行ではなく、自治体からの問い合わせに迅速に対応いただきたい。システム部門・給付部門など部門別のヘルプデスク開設を含め、円滑な導入に向けたきめ細かな支援を求める。

## 【利用時間】

- 利用可能時間について、松戸市の公立保育所における月平均利用時間は6.94時間であり、10時間以内に収まっている。10時間を超える利用者もいないため、利用可能時間は引き続き10時間で問題ないと考えている。
- 利用可能時間について、保育人材確保の課題を踏まえ、当面は月10時間で開始することはやむを得ないが、10時間では短いとの意見もあるため、令和9年度以降の利用可能時間について検討が必要だと考えている。
- 利用可能時間の拡充について、令和8年度からが難しければ9年度からでもよいが、利用時間が短いことで保育者負担が増す懸念がある。制度の目的を十分に発揮するためにも、利用時間拡充の検討は必要だと考えている。
- 設定時間について、現在特に制約がなく、長時間運営する施設もあれば、短時間のみ実施する施設もある。例えば、基礎自治体単位で9時から11時までしか運営しない施設も見られる。短時間運営が不適切というわけではないが、制度の目的を明確に伝える必要がある。また、自治体単位で設定時間帯の実態を把握するため、設定時間帯が今自治体単位でどういう時間内に設定している施設があるのか、データとして知りたいと思っている。
- 10時間の上限で2.5時間×4回の形で実施している。初月は慣れるまで時間を要するが、次月には、こどもがなじんで過ごせるようになる。スタート時は10時間で開始し、将来的に延長する方向で検討いただければと思っている。しかし、10時間で実施してきた施設とそれ以上で実施してきた施設など、ヒアリングなど調査も行いながら検証していく必要もあるかなとも思い、将来的に拡充していく方向で検討いただければと考える。
- 利用可能時間について、月利用上限は地域の実情に応じて設定すべきである。経過措置で3時間から10時間にできるとされているが、待機児童や保育士確保の状況に応じて、10時間の上限を上げていくというようなことも引き続き検討していただきたい。
- 試行的事業における状況を踏まえた、「令和8年度及び令和9年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を3時間から10時間未満の範囲内で設定すること」の提案について、もちろん10時間を超える利用ニーズがあることは承知しているが、制度趣旨である「全てのこどもに保育・幼児教育を」という理念の実現と、自治体・事業者の準備状況を考慮し、まずは3時間から10時間の範囲で設定し、可能な限り多くのこどもに利用してもらう方向で進めることが望ましいと考える。
- 利用時間について、福岡市では月最大40時間で事業を展開し、こどもの健やかな成育や保育士負担軽減に効果があることを確認している。来年度も月10時間という方針は残念であるが、事業の意義・目的に照らし、利用時間が十分かどうかを検証し、拡大を検討を頂ければと思っている。
- 上限10時間の利用時間が市町村によって異なる場合、地域差による現場の混乱が懸念されるため、本検討会で考え方を整理することを期待する。

**【利用時間】**

- 上限10時間の利用時間が市町村によって異なる場合、地域差による現場の混乱が懸念されるため、本検討会で考え方を整理することを期待する。
- 利用時間については、10時間でおおむね問題ないとする。拡充する場合は、赤ちゃんのアタッチメント形成や安心感に配慮し、親子通園を重視しながら慎重に対応すべきである。発達や利用期間を十分に検証した上で拡充を検討する必要がある。

## 【公定価格】

- 公定価格について、事業者が円滑に運営できるよう単価設定を求める。利用料については給付化に伴い通常運営費は公定価格で措置されると考えるが、具体的にどのような場合に利用料を徴収できるのかを明示する必要があると考えている。
- 年末の予算で審議される予定であるが、現行の金額では施設側にとって負担が大きいという率直な意見がある。キャンセル時の費用負担の在り方や、受入れに伴う書類作成など、直接こどもに関わる業務以外にも多くの時間を要する点を踏まえ、単価を改善していただきたい。
- 面接時間が義務化されたことに伴い、その費用についても上乘せしていただきたい。
- 基本と加算の仕組みについて、一般型と余裕活用型では一般型の負担が大きく、運営が困難。一般型でもしっかりと運営できるような基本分の措置をしてほしい。
- 職員の半数は保育士以外でもよいが、保育士を100%雇用して配置している場合には加算を設けるなど、資質向上へのインセンティブとなるような方向になるといいのではないかなと考えている。
- 公定価格の設定について確認したい。子ども・子育て支援新制度の公定価格は、年齢ごとに一人当たりの金額を定め、その金額に基づき利用者負担額を所得に応じて算定し、差額を施設に代理給付する仕組みである。しかし、今回の制度ではこの仕組みを採用するのか、それとも全国一律で年齢ごとに補助金額を定める方式を考えているのか。また、子ども・子育て支援新制度には地域加算があるが、今回の制度で地域手当を考慮するのかどうかについても確認したい。
- 初回面談は大変重要なことだと考えており初回面談はきちんとした形で手当を設けていただければ、例えば1時間幾らと出していただければと思っているので、そこも検討していただきたい。
- 公定価格について、特に一般型導入時の基礎的な公定価格の設定を求める。当市では全施設が余裕活用型を導入しているが、人員配置の難しさや単価の低さにより経営が厳しい。一般型導入を促進するため、基礎的な公定価格を導入し、受入れ単価と合わせることで質の向上につながるのではないかと思う。
- 「公定価格については、現在実施している子ども・子育て支援交付金と同様に、単価プラス加算という形で実施してはどうか、とある。この「加算」について今日はまだ明らかになっていないが、少なくとも「初回面談」についてはぜひ入れていただくことが望ましいのではないか。

## 【公定価格】

- 初回面談については、オンラインでは保護者やこどもの雰囲気把握しづらいため、基本は対面で実施すべきで、やむを得ない場合のみオンラインを認めることが望ましいのではないかと。また、保護者対応に関しては加算を設けるべきである。障害児の場合には一回の面接に加算があることを踏まえ、同様の配慮が必要ではないかと。
- 施設規模に関する課題として、家庭的保育や地域型保育の小規模施設では、給食費や食材費の負担が大きい。物価高騰の影響もあり、給食提供に踏み切れない事業者もいる。以上のことから、基礎的な補助の検討をお願いしたい。
- 公定価格・利用料の在り方について、事業所の取組に応じて必要な額を利用料として徴収することは理解するが、こども誰でも通園制度は誰でも利用できる制度であるため、利用者負担が過大にならないよう整理してほしい。施設によって負担額に大きな差が生じないようにすべきではないかと。
- 公定価格、運営は非常に困難であり、一時預かり事業との併用でようやく1人分を確保している状況。都市部では人員確保に伴い人件費が増加するため、利用料及び公定価格の加算について改善をしていただきたい。また、キャッシュレス化に伴う手数料の扱いについて、利用料に上乗せするのか、施設負担とするのか、説明していただきたい。
- 事業者への補助について、ベースとなる運営費の検討を求める。実施施設の7割以上が運営に不安を感じており、未実施施設でも保育者負担に関する不安が7割以上あるため、金額面の検討は引き続き必要だと考えている。
- 全国の事業者が安定的に運営するためには、現行の金額では困難である。横浜市では毎月定額の基礎加算を実施しているが、これがないと厳しい。自治体努力だけでは限界があるため、検討を頂ければと思っている。
- 保護者面談について、公定価格の中に含めていただけるように今後ぜひ検討いただければと思っている。
- 公定価格について、事前面談やキャンセル対応など準備に負担があるため、予算編成において単価や加算の詳細を決定する際には、十分な価格設定をお願いしたい。
- 施設は通常の保育・教育を行いながら事業を実施するため、研修受講には代替職員の確保や休日勤務命令が必要となる。時間外手当や代替職員配置に係る経費について、加算等で一定の配慮を行い、事業者負担を軽減する制度設計となることもお願いしたい。
- 公定価格について、私どもは本当にこの制度がよい制度なので、ボランティアというわけではないが、で進めてまいったが、やはり札幌の市内ではこの公定価格の問題があって実施しないという園もあると聞いている。やはりこどもの命を預かる大切な役割なので、今後、ここに関しても充実していく必要があるのではないかと。

## 【こども誰でも通園制度の研修及び経過措置】

- 研修について、保育士以外の者が本制度に従事するためには、研修の新コースを修了していることを要件とするということについて、制度の対象が6か月から3歳未満であることから、それは要件としてほしいと思う。
- 保育士以外の者が本制度に従事するためには新コース修了を要件とする案があるが、難しさを感じている。こども誰でも通園制度で新コース修了を必須とするなら、現在子育て支援員研修を実施している都道府県で地域保育コースをどのように運用しているか確認が必要である。また、必須要件とする場合、年間に複数のコースを設ける必要がある。現状では一時預かりコースや地域型保育コースで代替可能であるため、全国の実施状況を踏まえ慎重に検討することが必要だと考える。
- 研修修了要件の厳格化には難しさがある可能性があるが、給付要件確認などの事務を考えると、しっかりと何らかの基準を設けたほうがよいと考えている。
- 松戸市の誰でも通園制度を運営する施設を視察したところ、ベテラン職員と整備されたマニュアルにより安心感のある運営が実現されていた。このような体制を全国規模で展開するためには、研修実施が重要であることが改めて認識された。
- 「資料3、こども誰でも通園制度の研修について」について、2ページの経過措置について示されている「従事する全ての職員が本制度の意義や目的を理解できるよう、①保育士資格を有しないものを対象とする新たな子育て支援員研修コースと②施設長・管理者、保育士を対象とする研修資材の開発」については、人材は極めて重要ですので、このとおりぜひ進めていただきたい。
- 研修について、令和8年度について設けられる予定の経過措置について、複数年度、例えば10年度までの3年間など確保いただく等の御配慮をお願いできればと考えている。
- 研修について1つ質問なのですが、ここでは保育士の資格を持っている方とそれ以外ということではお分けいただいているのですが、私どもの団体、保育士、幼稚園教諭両方の免許を引っさげている方というのはおおむね4分の3ぐらいで、多分平成27年の新制度の発足のときに4分の1ぐらいは片方しか持っていなかったのではないかと、保育園さんも幼稚園も持っていないのではないかと。ということで、幼保連携型認定こども園の保育教諭に関しては、当面の間、片方の免許を持っていればよいということだったと思う。その間、両方の免許の保有を促進するために3年特例、幼稚園で3年かつ4,320時間以上の実務経験がある方については8単位でいいよと。8単位を取得して試験を受けて保育士になれるよと。また、幼保連携型認定こども園にお勤めの方は、2年間かつ2,880時間以上の実務経験があれば、6単位の取得で保育士試験を受けられるよという特例があったかと思う。幼稚園教諭免許と保育士資格というのは、養成校さんで受講する場合に重なる部分が非常に多いと認識していますので、ぜひこの研修に当たりまして、幼保連携型認定こども園にお勤めの方は、ぜひこの研修に当たりまして、ぜひ幼稚園からもこの制度に参入、手を挙げられる園さんが多くなることを期待して、特例に加えていただければと思う。

## 【広報】

- これらの制度については自治体や事業者の皆様には徐々にPRが行き届いてきているが、先ほど保育政策課長がより幅広い利用者、そして、住民の皆様にはPRを心がけたいとおっしゃってくださった。ぜひこの検討会の皆様も発信者として一緒にこども誰でも通園制度をPRしていければと思う。

## 【その他】

- 一般型と余裕活用型についての質問です。現状、園運営のリスクを考慮し、余裕活用型を選択する施設が多い。来年度も余裕活用型で対応する施設が増えると見込まれるが、後半に定員が埋まると利用できなくなる。前半は余裕活用型、後半は一般型とすることが可能か。保育士の配置について、前半は他事業に充て、後半から一般型に転換することが可能か。あと、定員に関して、余裕がある場合に定員を超えて受け入れることが可能かどうか。
- こども誰でも制度に関する監査は必要であると考え。ただし、単なる見学にとどまらず、こどもと伴走型支援を実施しているかどうかを確認する内容等を加えていただければと考えている。
- 広域利用がいろいろな各自治体で行われるが、特にA町では補助をしていると、隣のC市の市民のこどもには補助はつかないとなると、それについては上乗せ徴収ができるのかとか、いろいろな面が想定されるので、この広域利用についても、もう少し検討が必要ではないか。
- 広域利用について、市町村には他市町村居住者の利用を認めない権限はないと事務連絡で示されているが、市町村としては市民を優先したいという声がある。市町村が事業者に対し優先予約枠の設定を求めることができるなど、運用方法の設定をお願いしたい。
- 立てつけ上は現在試行的事業の実施が行われている主に保育所、プラス児童福祉法で定められている地域の子育て支援拠点であったり、児童発達支援センターとかも実施できるとはなっているが、実質小規模保育所でさえ自治体によっては今の時点で対象外とされているケースもある。また、企業主導型保育施設では制度上の壁が多く、実施困難な状況があり、ルールや体制整備の推進を求める。
- 初回面談は非常に重要であり、義務化すべきである。保護者と事業者双方にとって確認の機会であり、丁寧に行う必要がある。そういった点からも、公定価格の対象とするべきではないか。

## 【その他】

- 試行的事業から見た課題として、少子化による定員割れがある。定員5名までの家庭的保育は、欠員があると影響が大きく、保育補助者は確保しており、保育の質を下げることはないが、運営は厳しくなる。こども誰でも通園制度の認定を受けたが、この制度を実施することで費用面でさらに運営が厳しくなるため、そこをお願いしたい。
- 課題というより質問であるが、試行的事業で認定申し込みを12月から開始し、手続きを行ったが、4月時点で定員割れとなった。余裕活用型なら問題なかったが、一般型で認定を受けたため、制度を実施できなかった。このような事例は国制度でも起こり得るのか確認したかったので、お願いします。
- 総合支援システムでは延べ利用人数は把握できるが、実利用人数が把握できず、平均利用時間の集計ができない。実利用人数を把握できるように、システムを改修していただきたい。
- 満3歳以上の子どもの受け皿確保について、年度途中で兄姉の上の子が3歳になり利用できなくなるケースがある。国基準の待機児童は4月時点でいないが、年度途中の入所は難しい場合がある。教育保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携が通知されているが、通常保育につなげることは困難な課題の一つと認識している。
- 広域利用の在り方について、乳児等通園支援事業の量確保が難しい中、来年度から市町村区域を越えて利用できる仕組みとなるが、設置自治体の住民が利用できなくなる懸念がある。基礎自治体においては、近隣自治体との調整にも限界があることから、その枠を超えた範囲においてルールを作成していただき、周知していただきたい。
- 初回面談にオンライン面談を含める記載について、遠隔利用や里帰り出産対応を想定していると理解しているが、やはりその辺りも丁寧に書かないと、誰でもオンラインとなる可能性はあるかなというのは危惧している。

## 【その他】

- 民間事業者からは、重要事項説明や同意書の記載範囲、初回面談のマニュアル整備に関する要望がある。松戸市の事例では完備されたマニュアルがあり、国レベルで標準的なマニュアルを示すことで事業者の安心につながると思うし、いろいろな自治体レベルで様々なものを作られていると思うので、そういったものをブラッシュアップしながら国基準のものが示せるようになってくるとよりよいのかなと思っている。
- 令和7年度からカスハラ関係が法制化されています。これまでも保育所において、保護者対応の中で保育者の方たちがすごくメンタル的に追い詰められてしまうというシーンが社労士としての私の下にも非常に多く寄せられる御相談ではある。本当に信頼関係を築ければ問題はないかもしれないが、現実問題を見てみるとやはりある。そこで、保育の利用契約書であったり重要事項説明の中に、事業者として安全配慮義務というものを負っている中で、どこまで保育者を守り切ることができるのかということろだが、この保育の給付の仕組みを考えると、応諾義務であったり、なかなかお断りすることが難しいという現実もある。ただ、この誰通はいろいろな方を受け入れていく中で、本当にできる限り尽くしながら、いろいろな方を受け入れていきたいという思いもあるが、一方で、最終的に保育者の安全というものを守るという意味では、契約や同意書という書面というものは非常に重要なものになってくる。そこを皆さんすごく迷いながら、どこまで書いていいのかということろを悩まれているかと思うので、そういったものにも言及していただけるとありがたい。
- 私たちの市町ではこうなっている、同じ市内でも金額が違う、隣の市町では利用料が減免されているというふうにかなり多様なケースが出てくることが想定される。利用者がそれを選択できるように、総合システムの中で確認ができるとか、ここdeサーチの中に載っているとか、さらに相談ということでしっかり面と向かって相談支援をする部分ですね。利用者支援の基本形や、いわゆる保育コンシェルジュと言われるようなところのサポートも必要ではないか。
- キャッシュレス決済機器導入費用補助金について、保育事業だけでなく、こども誰でも通園制度を導入する事業者も対象となるのか確認したいのと、手数料は事業者負担になってしまうのか。やはり今、利用者にとってはこのキャッシュレス決済というのは非常に便利なのです。私たちは取りっぱぐれないと言うと表現が悪いが、確実にお支払いいただくという面でもこういった決済を進めていくという方向はあるのか。お伺いさせていただきたい。
- 実施施設に関して、障害児関係は制度が違って一般こども施策と違った成り立ちがあり、このような機会というのはとても少ないし、やはり障害児施設も地域の子育て支援を担うというところでは、障害児施設にとっても大切な役割だし、また、通ってくる親御さんにとっても、お母さんなどいろいろなこどもがいるんだということが理解できる機会にもなって、そういうことは、子育てにとってもお母さんたちにとっても必要な視点ではないか。共生社会やインクルーシブという観点でも、実施施設を拡充していくということをぜひ市町村のほうにお願いしていただきたい。

## 【その他】

- 子育て支援員研修を受講する者の中には、将来どの事業に従事するか未定の者も多い。保育所勤務、一時預かり、こども誰でも通園制度など進路が決まっていないケースもあると思うので、研修受講というのはもちろん必要なことだと思っているが、このコースだけを必修としてしまうと、広く保育分野での人材確保につながらない可能性があり、そのことを危惧している。
- 研修については、保育士資格や保育経験の有無にかかわらず、こども誰でも通園制度に従事する場合は制度理解や保護者対応の留意事項を学ぶ必要がある。そのために必要な準備を検討する必要がある。
- 初回面談は重要であり、基準に位置づけることは妥当である。ただし、オンライン面談を可能とする記載については懸念がある。初回面談は保護者が施設や保育者を確認し、安心して利用するための機会であり、保育者にとってもこどもの様子を把握する重要な場である。オンライン面談は里帰り出産などやむを得ない場合に限定し、基本は対面とするというような表現にしていただかないと、誤った受け取り方が広がるのではないかと危惧している。
- 公定価格についてですが、これまでも、あるいは本日も事業者の皆さんや自治体からもいつも意見が出ているところで、私は特に発言を控えてきましたけれども、予算制約は理解するが、現状の設定では運営困難との事業者の声が多い。制度の本格実施に向け、何らかの対応を検討すべきではないか。
- 現在、利用者9人を受け入れている6園のうち、総合支援システムを利用している園は2園のみであり、残り4園は紙チケットで対応している。システムは慣れれば便利だが、小規模施設では事業所登録まで手が回らないのが実態である。来年度の全国展開に向けて、このような部分への支援が必要ではないか。
- この総合支援システムを一時預かりなどにも活用していただきたい。誰通の10時間を超えて一時預かりなどを利用する場合には、一括してそのシステムで管理できるようになれば、事業者や保護者の負担が軽減され、効率的になるので、長期的に検討していただければと思う。

- 去る9月16日付の『こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡』において、「幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスがない地域においては、その設置を働きかけることなどにより、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること」と自治体宛てに依頼がなされた。この趣旨は、こどもの視点に立って、日本では4月が新年度とされる中、年度途中で3歳になるこどもに対する対応を課題として位置づけている点が重要。特に幼稚園に関する制度的な課題はあると認識しているし、事業者の方に実現をしていただくためにはもう少し詳細な検討が必要とも考えるが、ぜひとも継続的かつ前向きな検討をお願いする。
- 9月16日付で『こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡』において、「こども誰でも通園制度は市町村の区域を越えて施設を利用できる仕組みとなっている」とある。「広域的な利用も考慮する必要がある」と書かれていますが、「単独の市町村では十分な提供体制を整えることが難しい場合は、近隣の市町村と連携して事業所を確保し、支援を提供することが可能である。ただし、その際には事前に協議を行って、確保方針に記載することが求められる。」さらに、「実施市町村の住民が適切に支援を受けられるようにするため、事業者に対して優先予約枠の設定を求めることも考えられる」とあるが、もちろん広域的な連携はこどもをまんなかに置いたときに極めて必要です。けれども、やはり市民の皆様、住民の皆様、議会の皆様の御理解をいただくためには、第一義的に「優先予約枠の設定」というのは現実的に必要と考える。自治体の皆様と事業者の皆様との対話に基づいて、「こどもまんなか」の視点で前向きに御検討いただきたい。
- 広域利用について、行政の仕組みにおいて前例が少ないため、各市町村が円滑に調整できるよう、今後も国による支援を求める。
- こども家庭庁のホームページにEBPM関係の資料として、誰でも通園制度のEBPM指標が設定されていて公開されている。その中では、短期中期アウトカムとして設定されている実施自治体数、そういった指標に関しては順調に目標に近い形で達成できそうで、すばらしいところだなと思っている。一方で、長期アウトカムとしては、地域で一人一人のこどもの育ちと子育てが応援・支援されていると思う人の割合の増加という指標が設定されている。長期アウトカムなので、すぐに達成されなければいけないというものではないと思うが、この指標の改善には、本事業の利用者、実際に利用していただいて良い事業だったと思っていただくと同時に、より多くの3歳未満の子育て世帯に本事業を知っていただくということが非常に重要だと考える。そのためにも、幅広く継続的な広報戦略というのが重要になってくるのではないかと考えている。
- SIDS（乳幼児突然死症候群）への社会的関心は高まっている。保育施設では既に対応していると考えられるが、睡眠中の事故は登園初日に多いことが知られているため、保育管理者等への研修内容にそういった点も踏まえていただければと思う。